

自殺対策計画との統合について（案）

自殺対策計画とは

平成18年に自殺対策基本法が制定され（平成28年改正）、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、全ての自治体に計画策定が義務づけられています。これを踏まえ、小樽市でも平成31年3月に「生きるを支え合うまち 小樽を目指して（小樽市自殺対策計画）」が策定されました。

自殺対策計画と健康増進計画は、共に小樽市総合計画の下部計画として関連の深い計画です。計画の整合性を保つため計画期間は、健康増進計画と次期策定期間を揃えています。

自殺対策計画と健康増進計画の統合について

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、職域その他の関係団体と有機的に連携し推進される必要があります。健康増進計画の推進体制とも共通であること、自殺対策計画協議会委員と、健康増進計画評価会議委員とは重複している団体が複数あること、計画の評価項目は、健康増進計画の評価項目が用いられていることから、第3次健康おたる21（仮称）と統合し、小樽市の健康課題として一体的に推進します。

今後の進め方(予定)

令和3年10月

第1回健康増進計画推進委員会(仮称)（令和3年10月予定）（自殺対策協議会と合同開催）

資料2を参照。